

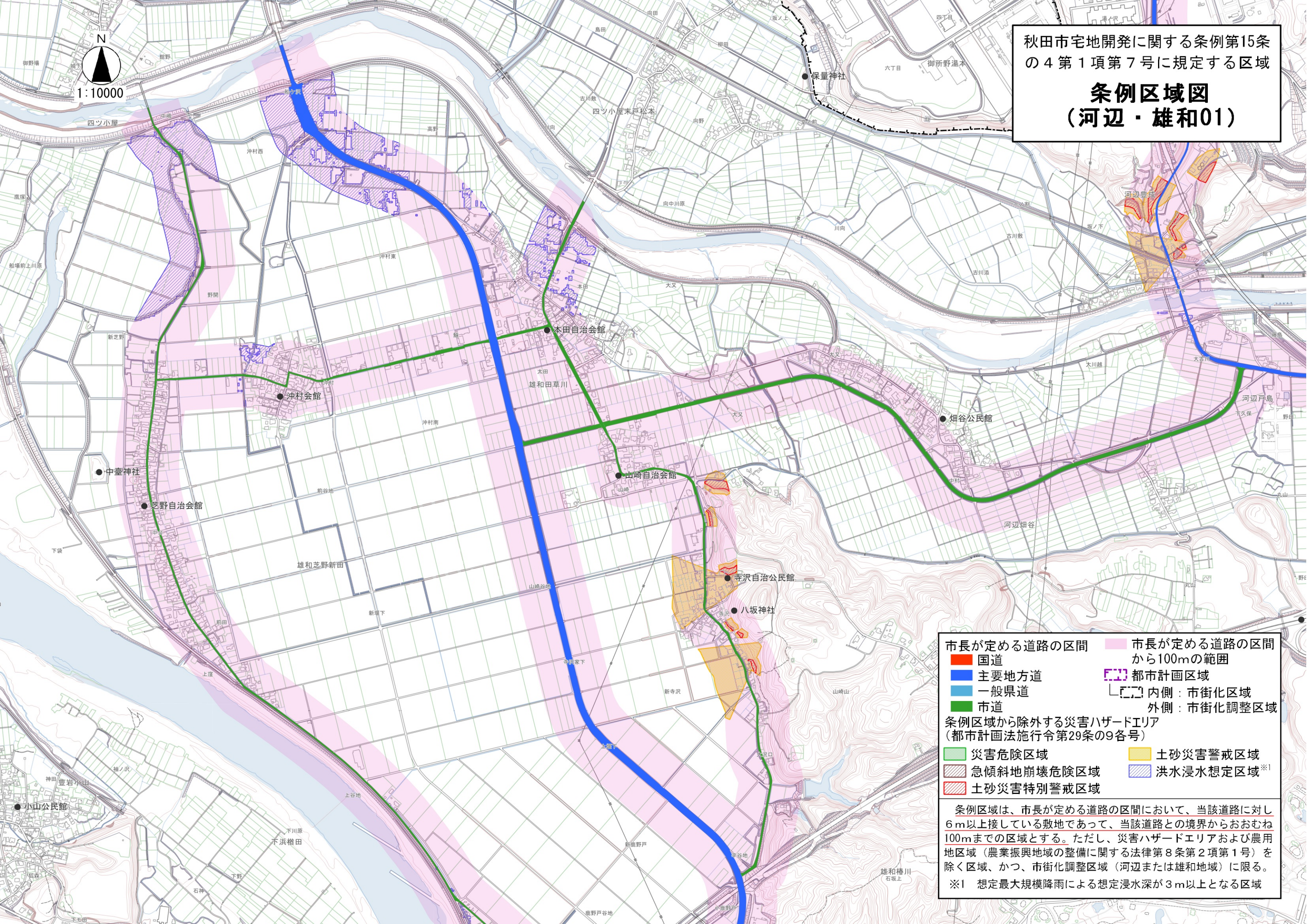
秋田市宅地開発に関する条例第15条の4第1項第7号に規定する区域  
**図郭割図**  
**(河辺・雄和)**

市長が定める道路の区間	市長が定める道路の区間から100mの範囲
<ul style="list-style-type: none"> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: orange; border: 1px solid black;"></span> 国道</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: blue; border: 1px solid black;"></span> 主要地方道</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: lightblue; border: 1px solid black;"></span> 一般県道</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: green; border: 1px solid black;"></span> 市道</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><span style="display: inline-block; border-bottom: 2px dashed purple; width: 20px;"></span> 都市計画区域</li> <li> <ul style="list-style-type: none"> <li><span style="display: inline-block; border: 1px solid black; width: 10px; height: 10px; margin-right: 5px;"></span> 内側：市街化区域</li> <li><span style="display: inline-block; border: 1px solid black; width: 10px; height: 10px; margin-right: 5px;"></span> 外側：市街化調整区域</li> </ul> </li> </ul>
災害ハザードエリア(都市計画法施行令第29条の9各号)	
<ul style="list-style-type: none"> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: lightgreen; border: 1px solid black;"></span> 災害危険区域</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background: repeating-linear-gradient(45deg, transparent, transparent 2px, black 2px, black 4px); border: 1px solid black;"></span> 急傾斜地崩壊危険区域</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background: repeating-linear-gradient(-45deg, transparent, transparent 2px, black 2px, black 4px); border: 1px solid black;"></span> 土砂災害特別警戒区域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: yellow; border: 1px solid black;"></span> 土砂災害警戒区域</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background: repeating-linear-gradient(45deg, transparent, transparent 2px, blue 2px, blue 4px); border: 1px solid black;"></span> 洪水浸水想定区域<sup>※1</sup></li> </ul>
<p>条例区域は、市長が定める道路の区間において、当該道路に対し6m以上接している敷地であって、当該道路との境界からおおむね100mまでの区域とする。ただし、災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く区域、かつ、市街化調整区域（河辺または雄和地域）に限る。</p> <p>※1 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域</p>	



秋田市宅地開発に関する条例第15条  
 の4第1項第7号に規定する区域  
**条例区域図**  
**(河辺・雄和01)**

N  
 1:10000



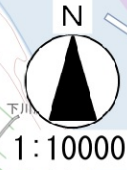
市長が定める道路の区間	市長が定める道路の区間から100mの範囲
● 国道	■ 都市計画区域
■ 主要地方道	□ 内側：市街化区域
■ 一般県道	□ 外側：市街化調整区域
■ 市道	

条例区域から除外する災害ハザードエリア  
 (都市計画法施行令第29条の9各号)

■ 災害危険区域	■ 土砂災害警戒区域
■ 急傾斜地崩壊危険区域	■ 洪水浸水想定区域※1
■ 土砂災害特別警戒区域	

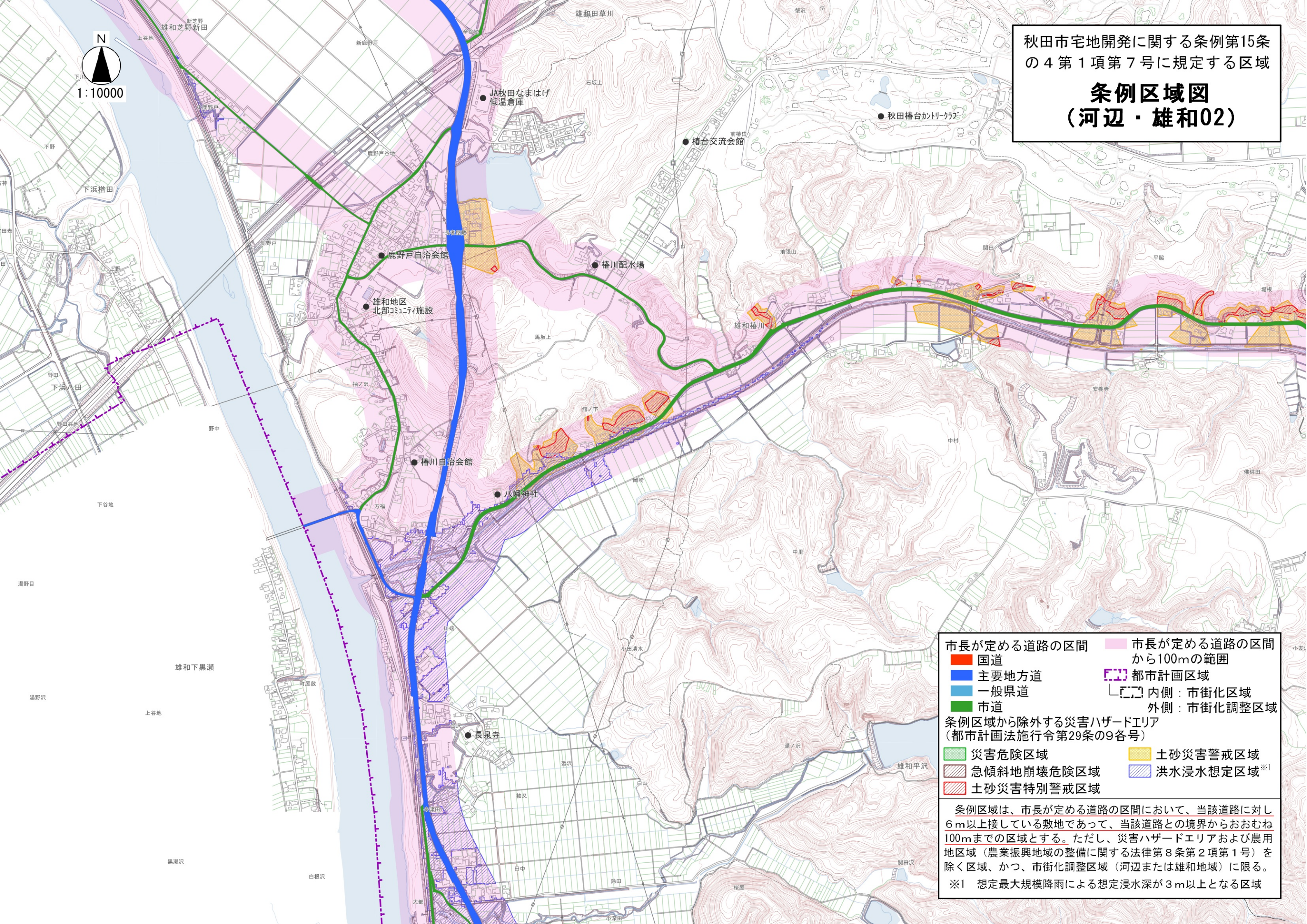
条例区域は、市長が定める道路の区間において、当該道路に対し6m以上接している敷地であって、当該道路との境界からおおむね100mまでの区域とする。ただし、災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く区域、かつ、市街化調整区域（河辺または雄和地域）に限る。  
 ※1 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域





秋田市宅地開発に関する条例第15条  
の4第1項第7号に規定する区域

## 条例区域図 (河辺・雄和02)



市長が定める道路の区間	市長が定める道路の区間から100mの範囲
● 国道	■ 都市計画区域
■ 主要地方道	□ 内側：市街化区域
■ 一般県道	□ 外側：市街化調整区域
■ 市道	

条例区域から除外する災害ハザードエリア  
(都市計画法施行令第29条の9各号)

■ 災害危険区域	■ 土砂災害警戒区域
■ 急傾斜地崩壊危険区域	■ 洪水浸水想定区域※1
■ 土砂災害特別警戒区域	

条例区域は、市長が定める道路の区間において、当該道路に対し6m以上接している敷地であって、当該道路との境界からおおむね100mまでの区域とする。ただし、災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く区域、かつ、市街化調整区域（河辺または雄和地域）に限る。

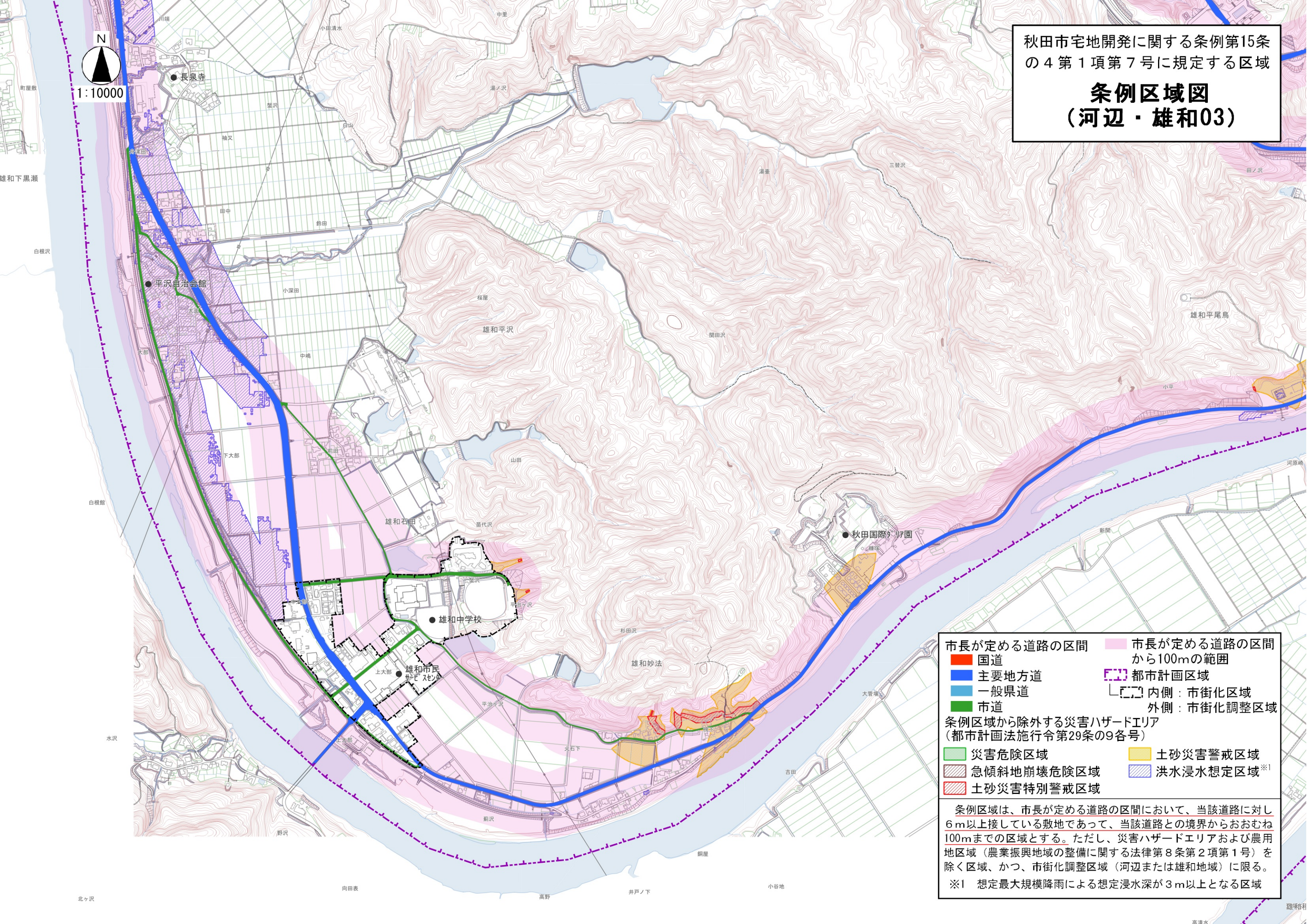
※1 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域



秋田市宅地開発に関する条例第15条  
の4第1項第7号に規定する区域

## 条例区域図 (河辺・雄和03)

N  
1:10000



市長が定める道路の区間	市長が定める道路の区間から100mの範囲
● 国道	■ 都市計画区域
■ 主要地方道	□ 内側：市街化区域
■ 一般県道	□ 外側：市街化調整区域
■ 市道	
条例区域から除外する災害ハザードエリア (都市計画法施行令第29条の9各号)	
■ 災害危険区域	■ 土砂災害警戒区域
■ 急傾斜地崩壊危険区域	■ 洪水浸水想定区域 <sup>※1</sup>
■ 土砂災害特別警戒区域	

条例区域は、市長が定める道路の区間において、当該道路に対し6m以上接している敷地であって、当該道路との境界からおおむね100mまでの区域とする。ただし、災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く区域、かつ、市街化調整区域（河辺または雄和地域）に限る。

※1 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域

北ヶ沢

向田表

高野

井戸ノ下

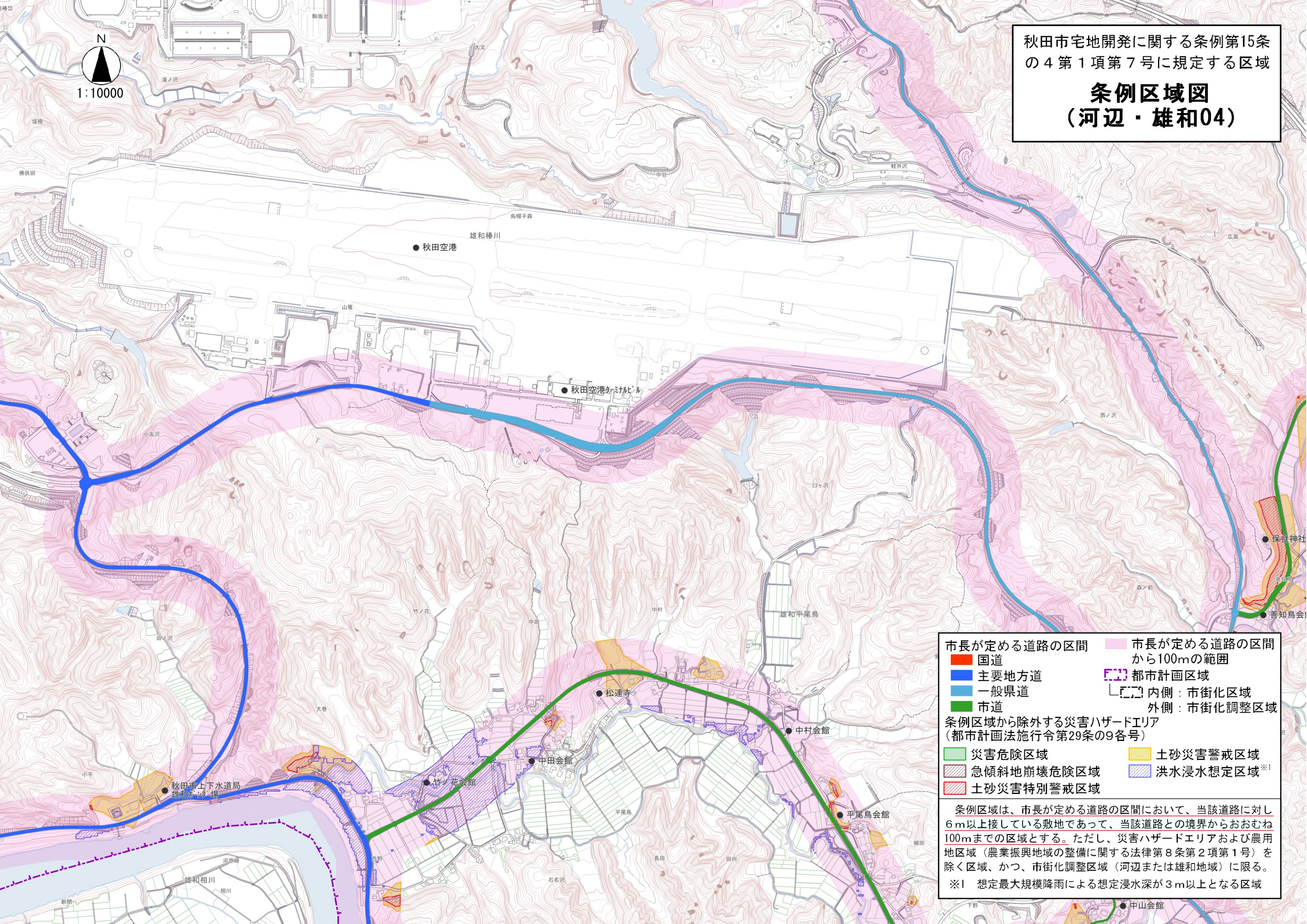
小谷地

雄和町



秋田市宅地開発に関する条例第15条  
 の4第1項第7号に規定する区域  
**条例区域図**  
**(河辺・雄和04)**

N  
 1:10000



市長が定める道路の区間	市長が定める道路の区間から100mの範囲
● 国道	■ 都市計画区域
■ 主要地方道	□ 内側：市街化区域
■ 一般県道	□ 外側：市街化調整区域
■ 市道	

条例区域から除外する災害ハザードエリア  
 (都市計画法施行令第29条の9各号)

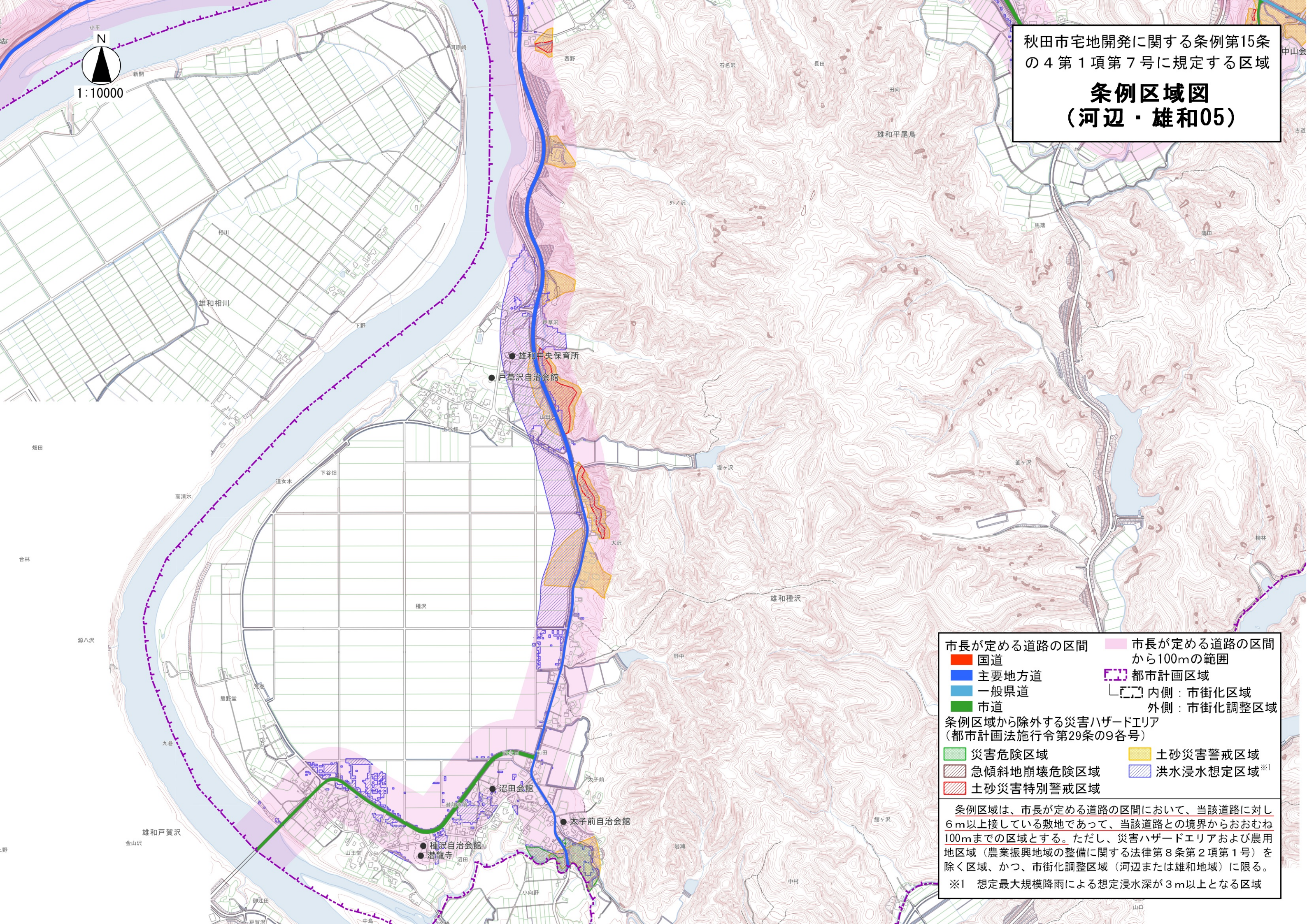
■ 災害危険区域	■ 土砂災害警戒区域
■ 急傾斜地崩壊危険区域	■ 洪水浸水想定区域※1
■ 土砂災害特別警戒区域	

条例区域は、市長が定める道路の区間において、当該道路に対し6m以上接している敷地であって、当該道路との境界からおおむね100mまでの区域とする。ただし、災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く区域、かつ、市街化調整区域（河辺または雄和地域）に限る。  
 ※1 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域



秋田市宅地開発に関する条例第15条  
の4第1項第7号に規定する区域

# 条例区域図 (河辺・雄和05)



市長が定める道路の区間 ● 国道	市長が定める道路の区間 から100mの範囲
● 主要地方道	都市計画区域
● 一般県道	内側：市街化区域
● 市道	外側：市街化調整区域

条例区域から除外する災害ハザードエリア  
(都市計画法施行令第29条の9各号)

災害危険区域	土砂災害警戒区域
急傾斜地崩壊危険区域	洪水浸水想定区域 <sup>※1</sup>
土砂災害特別警戒区域	

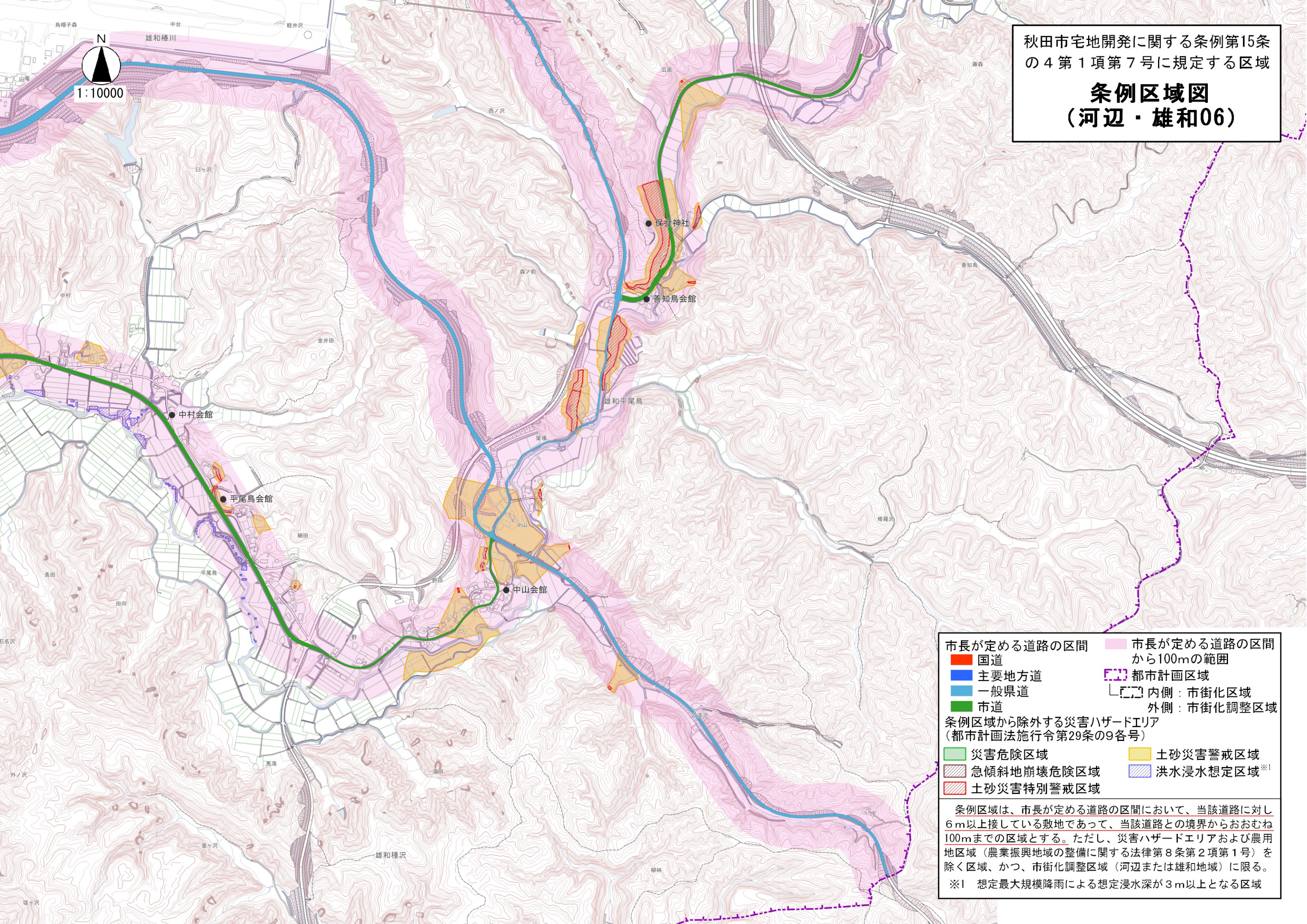
条例区域は、市長が定める道路の区間において、当該道路に対し6m以上接している敷地であって、当該道路との境界からおおむね100mまでの区域とする。ただし、災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く区域、かつ、市街化調整区域（河辺または雄和地域）に限る。

※1 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域



秋田市宅地開発に関する条例第15条  
の4第1項第7号に規定する区域

# 条例区域図 (河辺・雄和06)

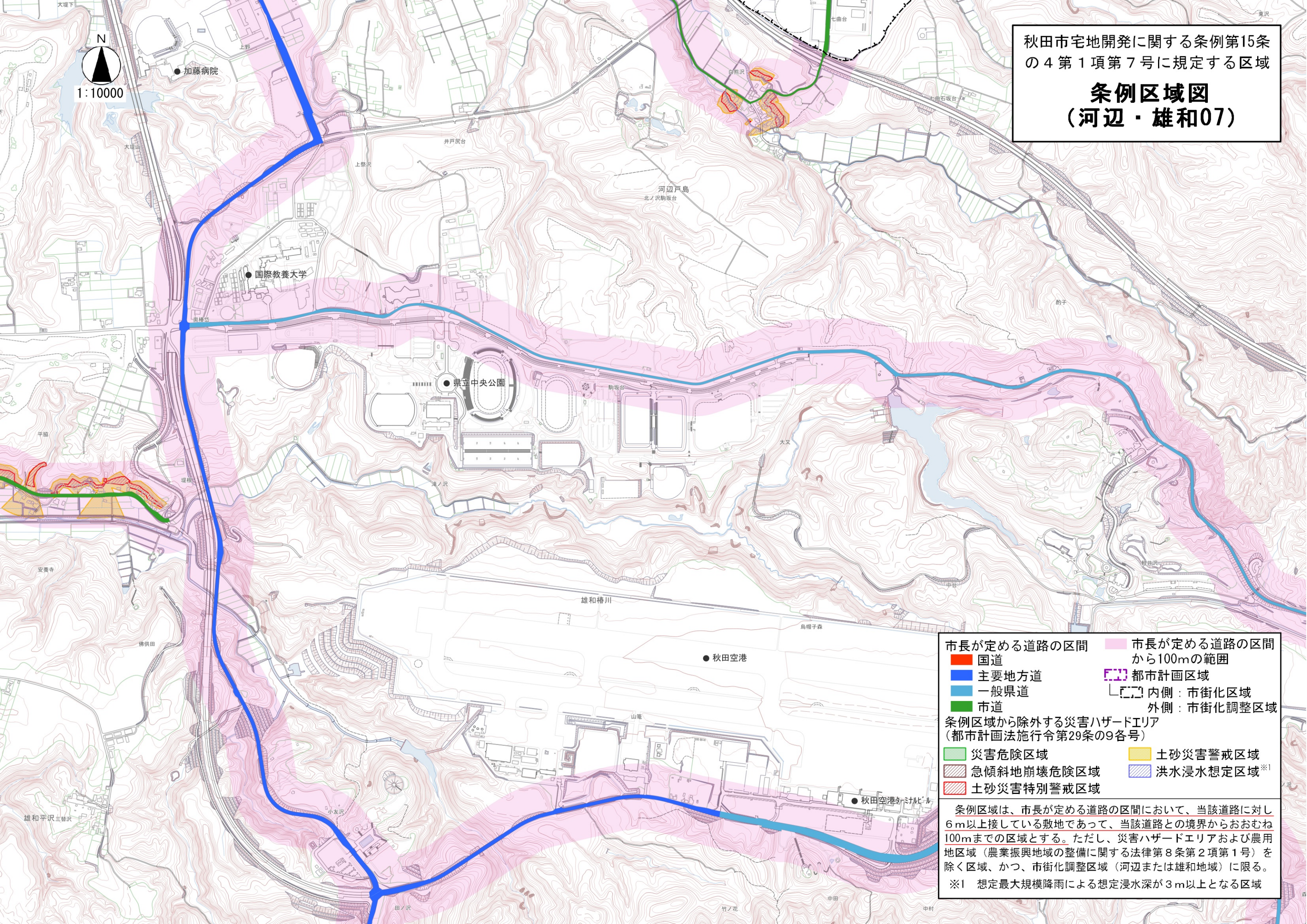


市長が定める道路の区間 ● 国道 ● 主要地方道 ● 一般県道 ● 市道	市長が定める道路の区間 から100mの範囲 ● 都市計画区域 ┌──┐ 内側：市街化区域 └──┐ 外側：市街化調整区域	
条例区域から除外する災害ハザードエリア (都市計画法施行令第29条の9各号)	● 災害危険区域 ● 急傾斜地崩壊危険区域 ● 土砂災害特別警戒区域	● 土砂災害警戒区域 ● 洪水浸水想定区域 <sup>※1</sup>
<p>条例区域は、市長が定める道路の区間において、当該道路に対し6m以上接している敷地であって、当該道路との境界からおおむね100mまでの区域とする。ただし、災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く区域、かつ、市街化調整区域（河辺または雄和地域）に限る。</p> <p>※1 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域</p>		



秋田市宅地開発に関する条例第15条  
の4第1項第7号に規定する区域  
**条例区域図**  
(河辺・雄和07)

N  
1:10000



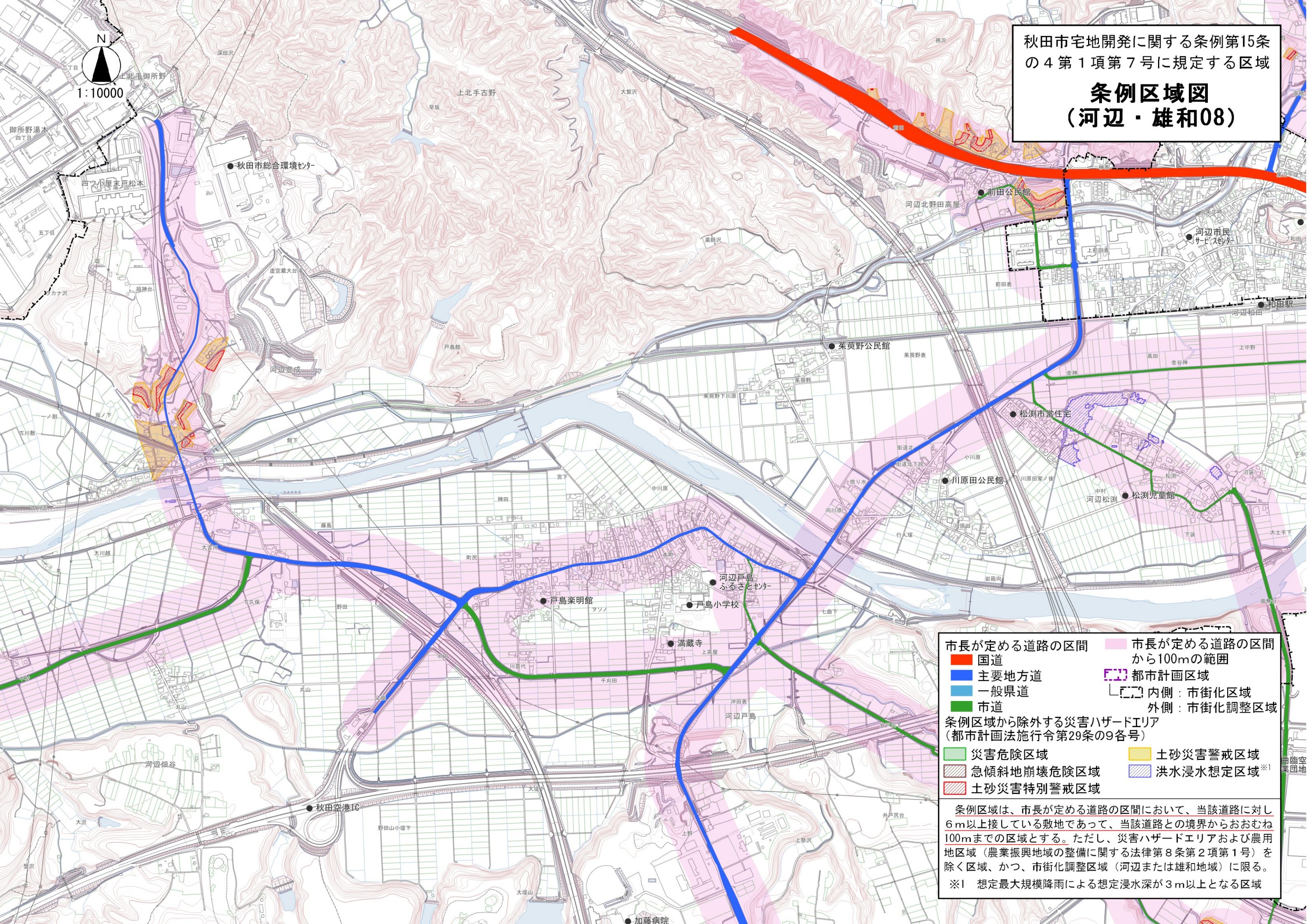
市長が定める道路の区間 ■ 国道 ■ 主要地方道 ■ 一般県道 ■ 市道	市長が定める道路の区間 から100mの範囲 ■ 都市計画区域 ┌──┐ 内側：市街化区域 └──┐ 外側：市街化調整区域
条例区域から除外する災害ハザードエリア (都市計画法施行令第29条の9各号)	
■ 災害危険区域 ■ 急傾斜地崩壊危険区域 ■ 土砂災害特別警戒区域	■ 土砂災害警戒区域 ■ 洪水浸水想定区域※1

条例区域は、市長が定める道路の区間において、当該道路に対し6m以上接している敷地であって、当該道路との境界からおおむね100mまでの区域とする。ただし、災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く区域、かつ、市街化調整区域（河辺または雄和地域）に限る。

※1 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域



秋田市宅地開発に関する条例第15条  
の4第1項第7号に規定する区域  
**条例区域図**  
(河辺・雄和08)



市長が定める道路の区間	市長が定める道路の区間から100mの範囲
● 国道	■ 都市計画区域
● 主要地方道	□ 内側：市街化区域
● 一般県道	□ 外側：市街化調整区域
● 市道	

条例区域から除外する災害ハザードエリア  
(都市計画法施行令第29条の9各号)

■ 災害危険区域	■ 土砂災害警戒区域
■ 急傾斜地崩壊危険区域	■ 洪水浸水想定区域※1
■ 土砂災害特別警戒区域	

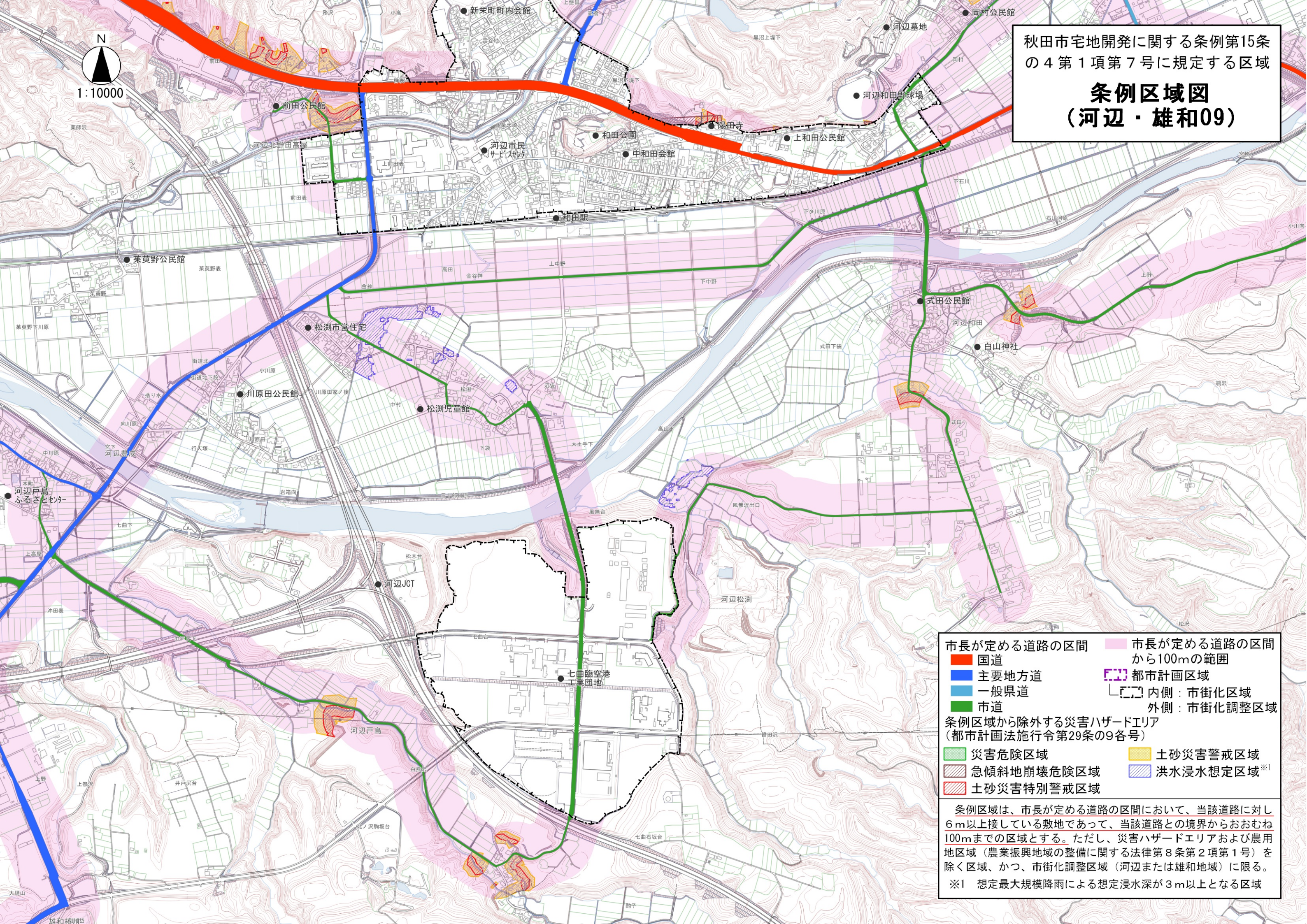
条例区域は、市長が定める道路の区間において、当該道路に対し6m以上接している敷地であって、当該道路との境界からおおむね100mまでの区域とする。ただし、災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く区域、かつ、市街化調整区域（河辺または雄和地域）に限る。  
※1 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域





1:10000

秋田市宅地開発に関する条例第15条  
の4第1項第7号に規定する区域  
**条例区域図**  
(河辺・雄和09)



市長が定める道路の区間	市長が定める道路の区間から100mの範囲
国道	都市計画区域
主要地方道	内側：市街化区域
一般県道	外側：市街化調整区域
市道	条例区域から除外する災害ハザードエリア (都市計画法施行令第29条の9各号)
災害危険区域	土砂災害警戒区域
急傾斜地崩壊危険区域	洪水浸水想定区域 <sup>※1</sup>
土砂災害特別警戒区域	

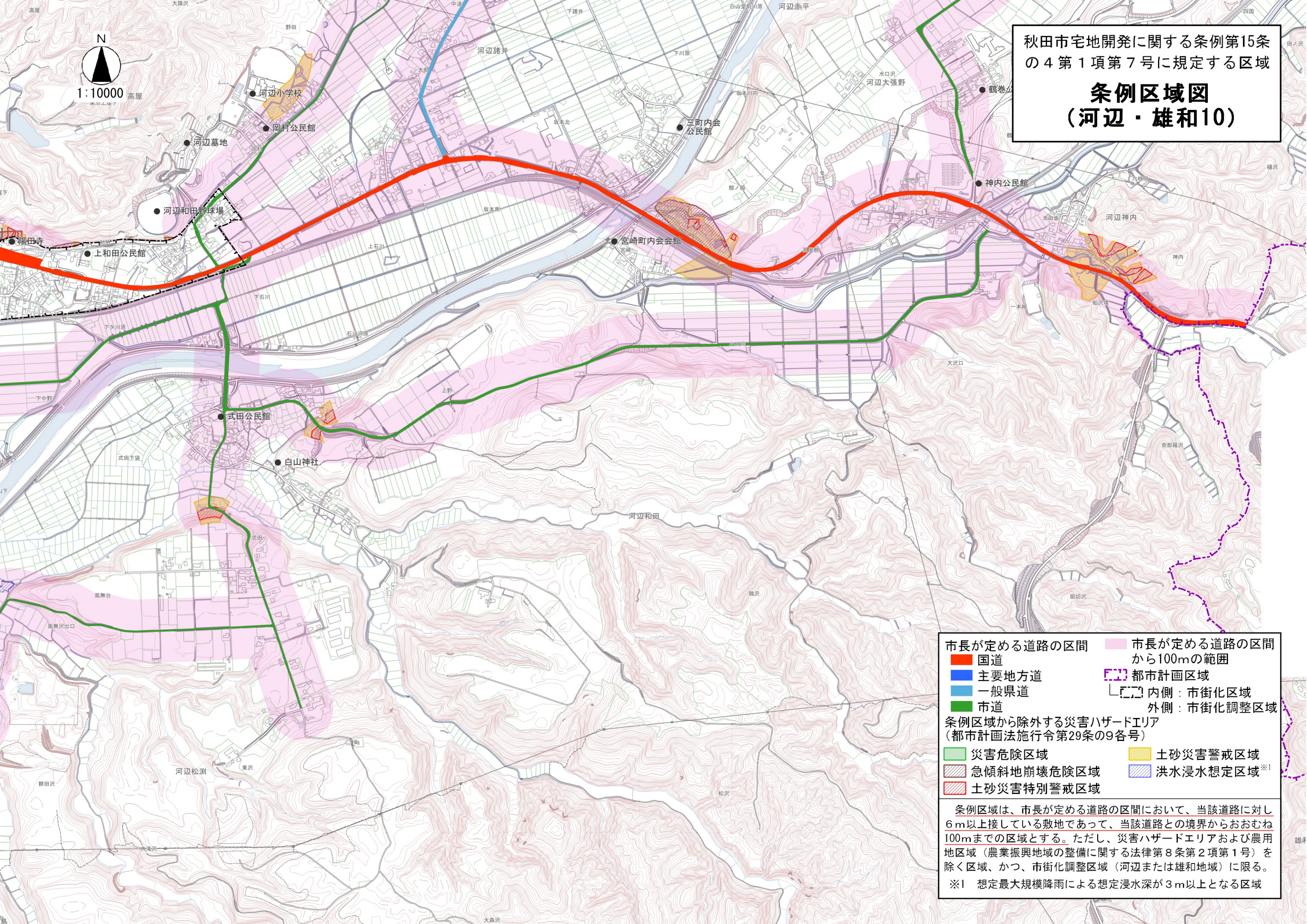
条例区域は、市長が定める道路の区間において、当該道路に対し6m以上接している敷地であって、当該道路との境界からおおむね100mまでの区域とする。ただし、災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く区域、かつ、市街化調整区域（河辺または雄和地域）に限る。

※1 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域



秋田市宅地開発に関する条例第15条  
 の4第1項第7号に規定する区域  
**条例区域図**  
**(河辺・雄和10)**

N  
 1:10000 高屋



市長が定める道路の区間  
 国道  
 主要地方道  
 一般県道  
 市道

市長が定める道路の区間  
 から100mの範囲  
 都市計画区域  
 内側：市街化区域  
 外側：市街化調整区域

条例区域から除外する災害ハザードエリア  
 (都市計画法施行令第29条の9各号)

災害危険区域  
 急傾斜地崩壊危険区域  
 土砂災害特別警戒区域

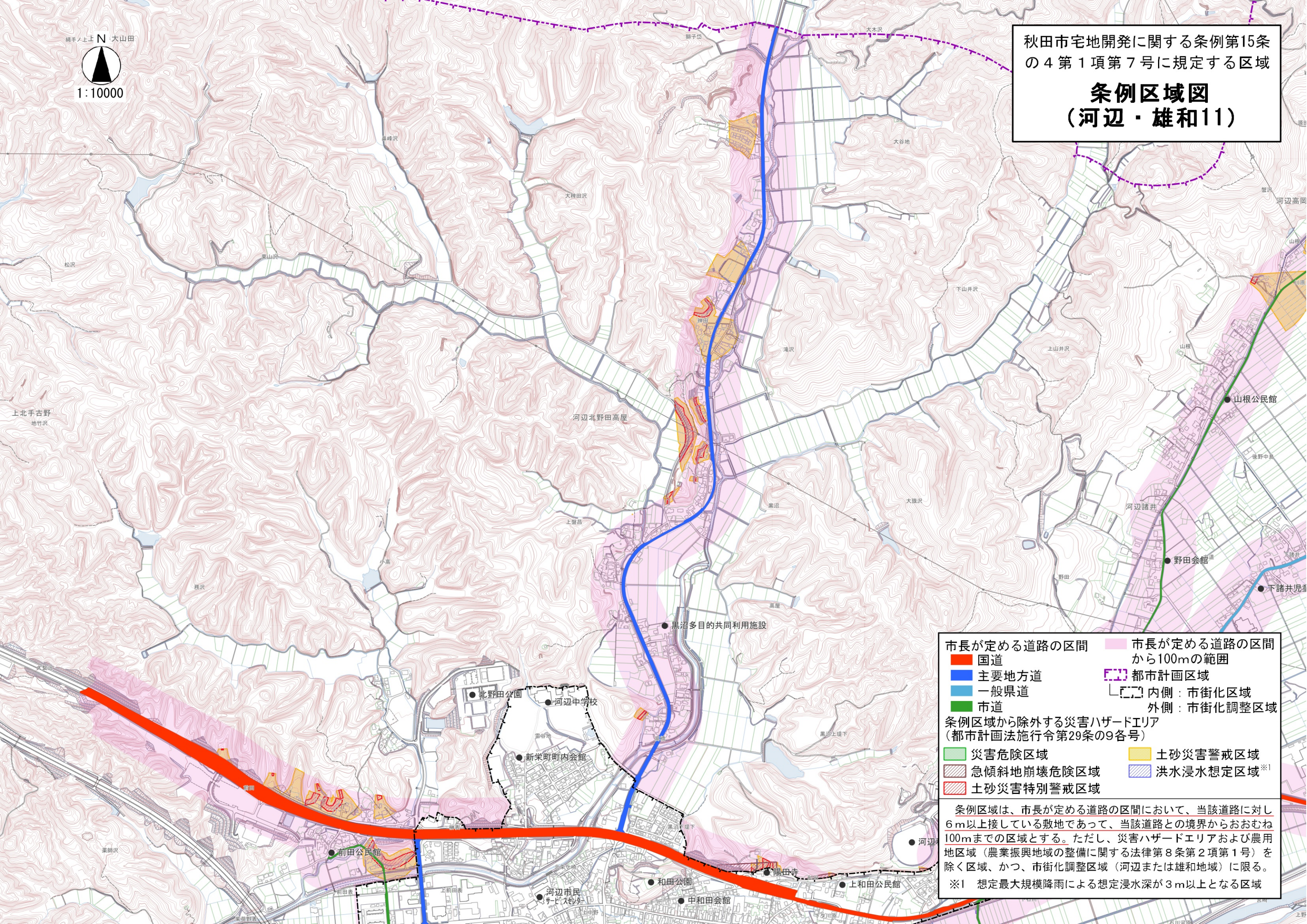
土砂災害警戒区域  
 洪水浸水想定区域※1

条例区域は、市長が定める道路の区間において、当該道路に対し6m以上接している敷地であって、当該道路との境界からおおむね100mまでの区域とする。ただし、災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く区域、かつ、市街化調整区域（河辺または雄和地域）に限る。  
 ※1 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域



錦手ノ上王 N 大山田  
1:10000

秋田市宅地開発に関する条例第15条  
の4第1項第7号に規定する区域  
**条例区域図**  
(河辺・雄和11)



市長が定める道路の区間	市長が定める道路の区間から100mの範囲
● 国道	■ 都市計画区域
■ 主要地方道	□ 内側：市街化区域
■ 一般県道	□ 外側：市街化調整区域
■ 市道	

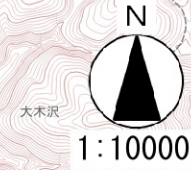
条例区域から除外する災害ハザードエリア  
(都市計画法施行令第29条の9各号)

■ 災害危険区域	■ 土砂災害警戒区域
■ 急傾斜地崩壊危険区域	■ 洪水浸水想定区域※1
■ 土砂災害特別警戒区域	

条例区域は、市長が定める道路の区間において、当該道路に対し6m以上接している敷地であって、当該道路との境界からおおむね100mまでの区域とする。ただし、災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く区域、かつ、市街化調整区域（河辺または雄和地域）に限る。

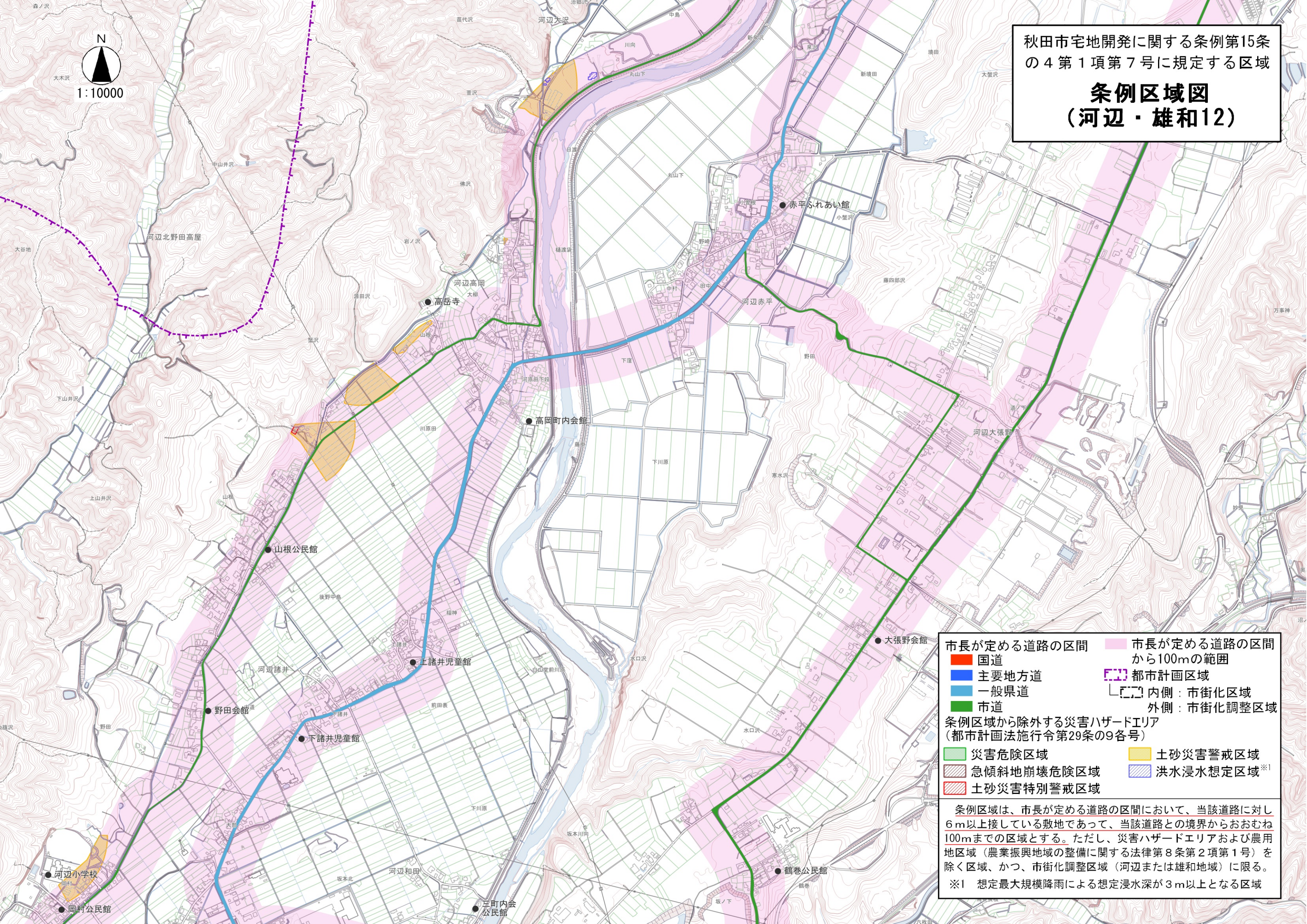
※1 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域





秋田市宅地開発に関する条例第15条  
の4第1項第7号に規定する区域

## 条例区域図 (河辺・雄和12)



市長が定める道路の区間	市長が定める道路の区間から100mの範囲
● 国道	■ 都市計画区域
● 主要地方道	□ 内側：市街化区域
● 一般県道	□ 外側：市街化調整区域
● 市道	

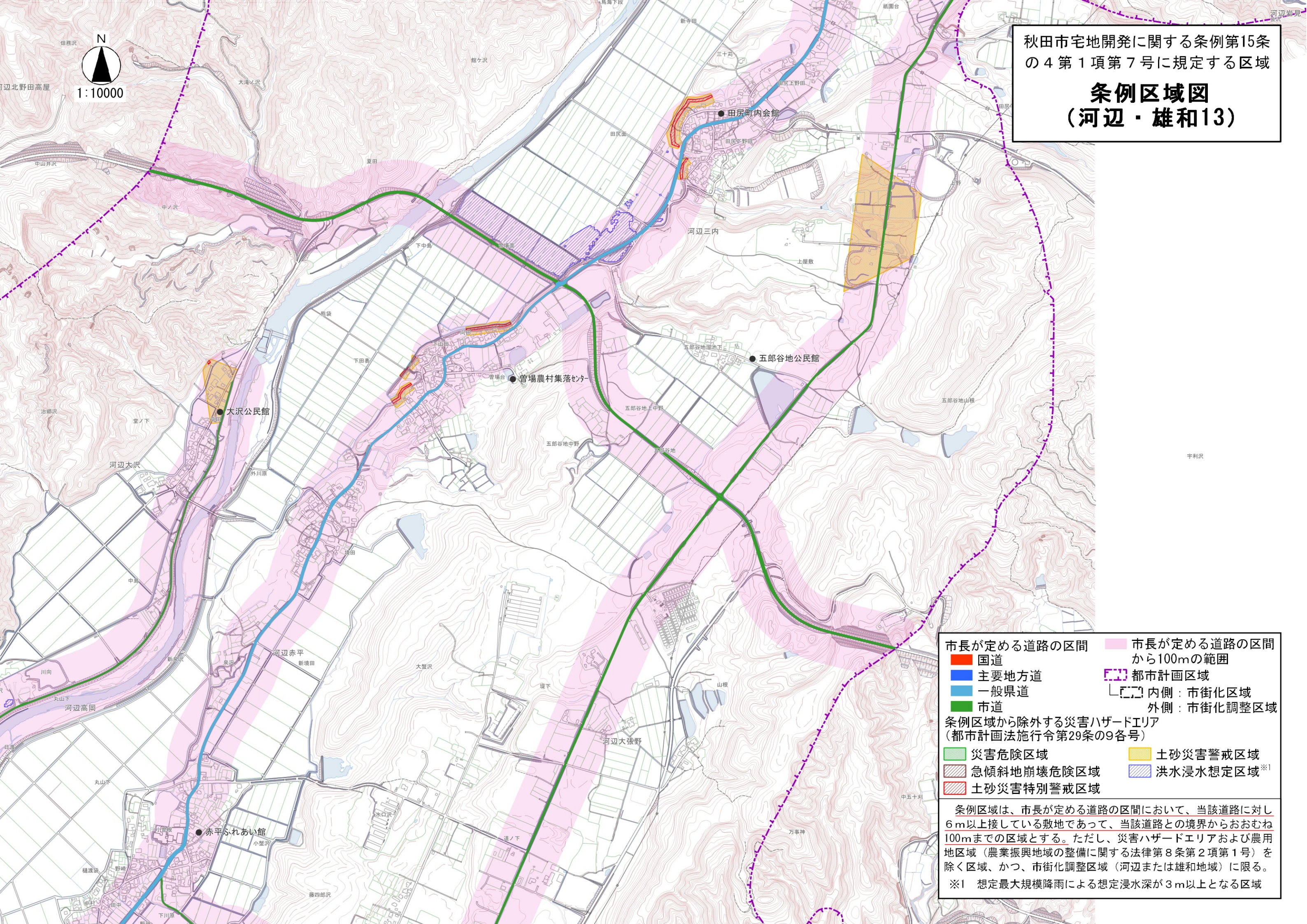
条例区域から除外する災害ハザードエリア  
(都市計画法施行令第29条の9各号)

■ 災害危険区域	■ 土砂災害警戒区域
■ 急傾斜地崩壊危険区域	■ 洪水浸水想定区域※1
■ 土砂災害特別警戒区域	

条例区域は、市長が定める道路の区間において、当該道路に対し6m以上接している敷地であって、当該道路との境界からおおむね100mまでの区域とする。ただし、災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く区域、かつ、市街化調整区域（河辺または雄和地域）に限る。

※1 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域





秋田市宅地開発に関する条例第15条  
 の4第1項第7号に規定する区域  
**条例区域図**  
**(河辺・雄和13)**

市長が定める道路の区間	市長が定める道路の区間から100mの範囲
● 国道	■ 都市計画区域
■ 主要地方道	□ 内側：市街化区域
■ 一般県道	□ 外側：市街化調整区域
■ 市道	

条例区域から除外する災害ハザードエリア  
 (都市計画法施行令第29条の9各号)

■ 災害危険区域	■ 土砂災害警戒区域
■ 急傾斜地崩壊危険区域	■ 洪水浸水想定区域 <sup>※1</sup>
■ 土砂災害特別警戒区域	

条例区域は、市長が定める道路の区間において、当該道路に対し6m以上接している敷地であって、当該道路との境界からおおむね100mまでの区域とする。ただし、災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く区域、かつ、市街化調整区域（河辺または雄和地域）に限る。  
 ※1 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域





長坂

太平山谷

女滝

貝ノ沢

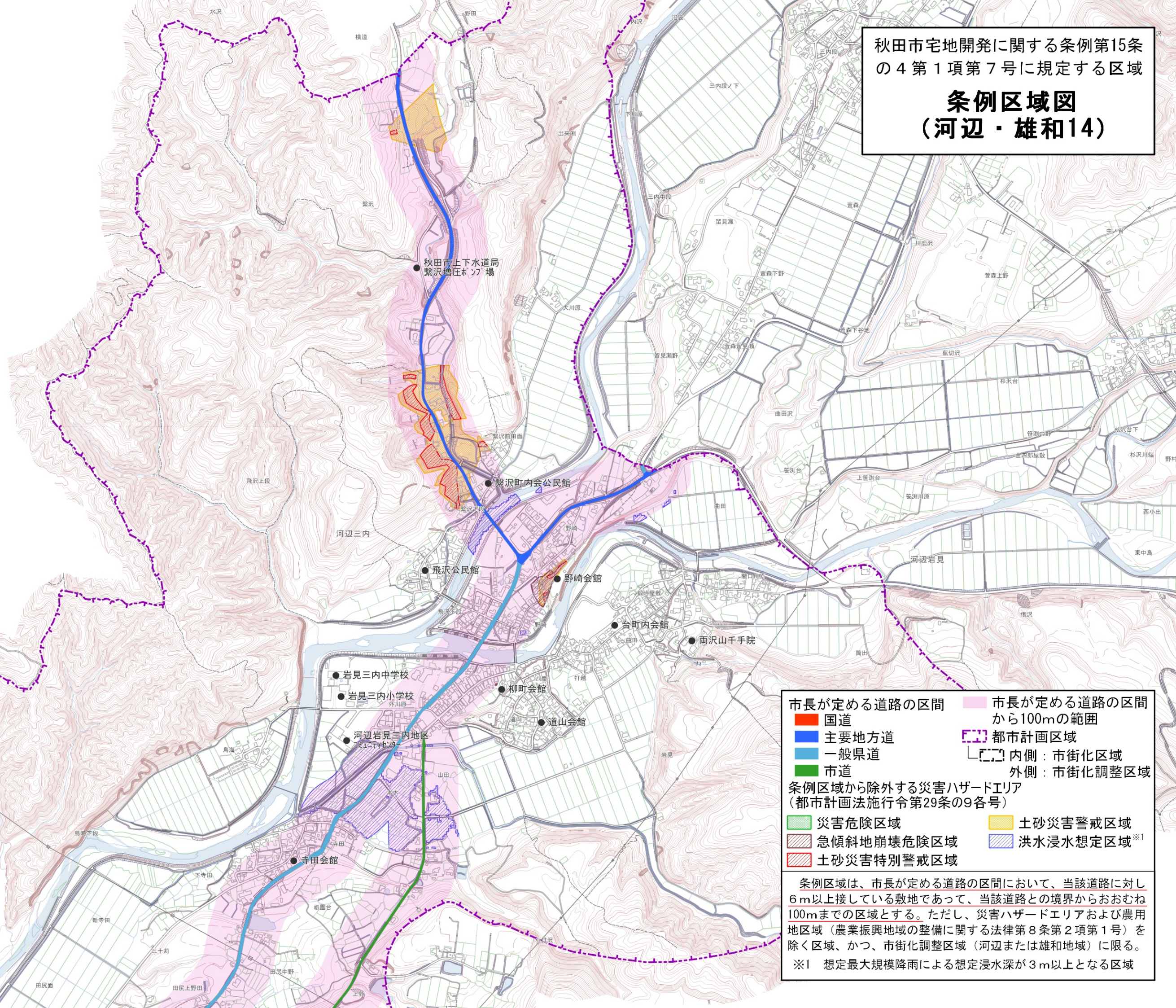
館ヶ沢

田尻面

田尻上野田

秋田市宅地開発に関する条例第15条の4第1項第7号に規定する区域

# 条例区域図 (河辺・雄和14)



市長が定める道路の区間	市長が定める道路の区間から100mの範囲
● 国道	■ 都市計画区域
■ 主要地方道	□ 内側：市街化区域
■ 一般県道	□ 外側：市街化調整区域
■ 市道	

条例区域から除外する災害ハザードエリア  
(都市計画法施行令第29条の9各号)

■ 災害危険区域	■ 土砂災害警戒区域
■ 急傾斜地崩壊危険区域	■ 洪水浸水想定区域※1
■ 土砂災害特別警戒区域	

条例区域は、市長が定める道路の区間において、当該道路に対し6m以上接している敷地であって、当該道路との境界からおおむね100mまでの区域とする。ただし、災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く区域、かつ、市街化調整区域（河辺または雄和地域）に限る。

※1 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域